日調連発第３５１号
平成２２年2月２３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍法施行規則等の改正について（お知らせ）

戸籍手続において提供された書面の原本還付等を加えた、標記施行規則の改正（案）が公表されましたので、お知らせします。

詳細につきましては、以下のＵＲＬを参照願います。

記

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300080066&OBJCD=&GROUP=

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

第１　改正の趣旨

本省令案は，除籍謄本等により身分関係を証明する場合の増加等に伴い，除籍簿等の保存期間を伸長するとともに，平成１９年の戸籍法一部改正後の実務の運用状況を踏まえ，戸籍謄本等の請求の際の権限確認書面や不受理申出等の取扱いについて規定の明確化等を図るため，戸籍法施行規則等（注）について所要の改正を行うものである。

（注）今回の改正対象は，戸籍法施行規則（昭和２２年司法省令第９４号。以下「規則」という。）のほか，戸籍法附則第三条第一項の戸籍の改製に関する省令（昭和３２年法務省令第２７号。以下「附則３条省令」という。）及び戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成６年法務省令第５１号。以下「平成6年改正省令」という。）である。

第２　改正の内容

１　除籍簿等の保存期間の伸長

除籍簿等の保存期間を現行の８０年間から１５０年間に伸長し，併せてその再製資料等となる受附帳の保存期間を現行の５０年間から１５０年間に伸長することとする（規則第５条第４項，第１０条の２第２項，第２１条第３項，第８８条第３項・第４項，附則３条省令第７条，平成６年改正省令附則第２条第６項）。

２　権限確認書面の有効期限

戸籍謄本等の請求の際の権限確認書面のうち官庁公署の作成したものはその作成後３か月以内に限る実務の運用を踏まえ，所要の措置を行うこととする（規則新第１１条の４第２項）。

３　戸籍手続において提供された書面の原本還付

戸籍謄本等の請求を始めとする戸籍手続において提供した書面についての原本還付に関する実務の運用を踏まえ，その手続等について所要の措置を行うこととする（規則新第１１条の５，新第１１条の６，第５２条の２，新第６７条第２項）。

４　不受理申出及びその取下げの方法

不受理申出及びその取下げに関する実務の運用を踏まえ，不受理申出等の出頭要件の例外として許容される場合を明らかにし，その他所要の措置を行うこととする（規則第５３条の４）。

第３　参考

施行時期　未定（公布の日の約１か月後を予定）

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

一　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第五条　（略）	第五条　（同上）
②・③　（略）	②・③　（同上）
④　除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。	④　除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から八十年とする。
第十条の二　（略）	第十条の二　（同上）
②　戸籍法第十一条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。	②　戸籍法第十一条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍の保存期間は、当該年度の翌年から八十年とする。
③　（略）	③　（同上）
第十一条の四　戸籍法第十条の三第二項の法務省令で定める方法は、委任状、法人の代表者又は支配人の資格を証する書面その他の現に請求の任に当たっている者に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面を提供する方法とする。	第十一条の四　（同上）
②　前項に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。	（新設）

第十一条の五　戸籍謄本等の交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）をした者は、当該交付請求の際に提出した書面の原本の還付を請求することができる。ただし、当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

②　前項本文の規定による原本の還付の請求（以下この条において「原本還付請求」という。）をする者は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

③　市町村長は、原本還付請求があつた場合には、交付請求に係る審査の完了後、当該原本還付請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該原本還付請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

④　前項前段の規定にかかわらず、市町村長は、偽造された書面その他の不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

⑤　第三項の規定による原本の還付は、その請求をした者の申出により、原本を送付する方法によることができる。

第十一条の六　戸籍法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二及び第十一条の三の規定を、同法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用

（新設）

第十一条の五　戸籍法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二及び第十一条の三の規定を、同法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用

する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定を、除籍謄本等の交付の請求の際に提出した書面の原本の還付については前条の規定を準用する。

第二十一条　（略）

②　（略）

③　受附帳の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

第五十二条の二　戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求（以下この条において「証明書等の請求」という。）について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号イ並びに第十一条の三本文の規定を、同法第四十八条第三項において証明書等の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定を、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一条の五の規定を準用する。

第五十三条の四　戸籍法第二十七条の二第三項の規定による申出は、当該申出をする者が自ら市役所又は町村役場に出頭してしなければならない。

する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定をそれぞれ準用する。

第二十一条　（同上）

②　（同上）

③　受附帳の保存期間は、当該年度の翌年から五十年とする。

第五十二条の二　戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号イ並びに第十一条の三本文の規定を、同法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長の受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定をそれぞれ準用する。

第五十三条の四　戸籍法第二十七条の二第三項の申出は、これをする者が自ら市役所又は町村役場に出頭してするものとする。

② 前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

一 同項の申出をする旨

二 申出の年月日

三 申出をする者の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

四 民法第七百九十七条第一項に規定する縁組における養子となる者の法定代理人又は同法第八百十一条第二項に規定する離縁における養子の法定代理人となるべき者が申出をするときは、その養子となる者又は養子の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

③ 第一項の申出は、第十一条の二第一号から第三号までに規定する方法のいずれかにより、出頭した者が当該申出をした者であることを明らかにしてしなければならない。この場合において、第十一条の二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは「戸籍法第二十七条の二第三項の規定による申出の書面」と、同条第三号中「請求を受けた」とあるのは「申出を受けた」と、「現に請求の任に当たっている者」とあるのは「申出をする者」と読み替えるものとする。

④ 第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者

（新設）

② 前項の申出は、第十一条の二第一号から第三号までに規定する方法のいずれかにより、氏名及び住所又は生年月日を明らかにしてしなければならない。この場合において、第十一条の二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは「戸籍法第二十七条の二第三項の申出の書面」と、同条第三号中「請求を受けた」とあるのは「申出を受けた」と、「現に請求の任に当たっている者」とあるのは「申出をする者」と読み替えるものとする。

（新設）

が本人であることを明らかにしなければならない。	
⑤　第一項の申出をした者は、いつでも、当該申出を取り下げることができる。	（新設）
⑥　第一項から第四項までの規定は、前項の規定による申出の取下げについて準用する。	（新設）
第六十七条　第三十一条第一項、第三項及び第四項の規定は、届書、申請書その他の書類に、第十二条第二項及び第三項の規定は、市町村長が作るべき届書、申請書その他の書類の謄本に、第十四条の規定は、届書、申請書その他の書類に記載した事項に関する証明書について準用する。	第六十七条　（同上）
②　第十一条の五の規定は、届出又は申請の際に添付し、又は提出した書面の原本の還付について準用する。	（新設）
附　則	附　則
第八十八条　左の省令はこれを廃止する。 戸籍法施行細則 昭和二十一年司法省令第八十一号（出生、婚姻、離婚及び死亡の届書の様式に関する件）	第八十八条　（同上）
②　戸籍法施行細則第四十八条、第五十一条及び第五十二条の規定は、この省令施行後も、なおその効力を有する。	②　（同上）
③　戸籍法施行細則第五十一条第一項第一号及び第五十二条に規定する除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。	③　戸籍法施行細則第五十一条第一項第一号及び第五十二条に規定する除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から八十年とする。

④　戸籍法施行細則第四十八条及び第五十一条に規定する原戸籍の保存期間は、改製の翌年から百五十年とする。	④　戸籍法施行細則第四十八条及び第五十一条に規定する原戸籍の保存期間は、改製の翌年から八十年とする。

二　戸籍法附則第三条第一項の戸籍の改製に関する省令（昭和三十二年法務省令第二十七号）

改正案	現行
第七条　第五条第一項の規定により、新戸籍を編製した場合において従前の戸籍の全部を消除したときは、その除かれた戸籍及びその副本の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。第四条第二項（第五条第二項で準用する場合を含む。）の規定によりあらたに戸籍を編製した場合における従前の戸籍及びその副本の保存期間についても、同様とする。	第七条　第五条第一項の規定により、新戸籍を編製した場合において従前の戸籍の全部を消除したときは、その除かれた戸籍及びその副本の保存期間は、当該年度の翌年から八十年とする。第四条第二項（第五条第二項で準用する場合を含む。）の規定によりあらたに戸籍を編製した場合における従前の戸籍及びその副本の保存期間についても、同様とする。

三　戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）

改正案	現行
附　則	附　則
（戸籍の改製）	（戸籍の改製）
第二条　戸籍法第百十八条第一項の市町村長は、電子情報処理組織によって取り扱うべき事務に係る戸籍を戸籍法第百十九条第一項の戸籍に改製しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しないものは、この限りでない。	第二条　（同上）
2～5　（略）	2～5　（同上）
6　第一項の規定により戸籍を改製して従前の戸籍の全部を消除したときは、その除かれた戸籍及びその副本の保存期間は、改製の日から百五十年とする。	6　第一項の規定により戸籍を改製して従前の戸籍の全部を消除したときは、その除かれた戸籍及びその副本の保存期間は、改製の日から百年とする。